令和２年７月吉日

ジョブリターン制度について

ストックウェザー株式会社
総務経理グループ

令和２年８月１日より、個人的事情（結婚・出産・育児・配偶者の転勤・介護など）で退職した社員が、再度、雇用を希望され、尚且つ一定の条件を満たしていれば、再雇用を決定する事が可能となります。

■■■再雇用時の資格条件■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

１．入社後１年以上在職した者で、退職後の離職期間が 10 年以内であること。
２．　次のいずれかの理由により退職した者であること。
（１）結婚
（２）妊娠、出産
（３）育児
（４）配偶者の転勤
（５）介護
（６）その他会社が認めた理由
３．職場復帰する環境が整っており、先に退職理由と同一の理由により近々に退職する恐れがないこと。
４．心身ともに健康であり、職務遂行において支障がないこと。
５．再雇用時の年齢が目安として 65 歳以下であること。

■■

その他
１．再雇用時の処遇については、本人の実績、経験等を評価して処遇。
２．再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇については、退職時の配置、処遇を基準に知識、スキルを評価して処遇。
３．再雇用制度と併せて雇用形態、勤務地の変更を希望できる。

※「ジョブリターン制度」に関するお問い合わせ窓口は、総務経理グループまで